

[事案 21-11] 災害死亡保険金請求

- ・平成 21 年 5 月 13 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 6 月 26 日 裁定不開始

< 事案の概要 >

「食物の誤嚥」による窒息で死亡したが、「不慮の事故」に該当するので、災害死亡保険金を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

父は、自宅で食事中に食べ物を喉に詰まらせて窒息死した。保険会社に保険金請求したところ、約款規定の「不慮の事故」に該当しないため、災害死亡保険金は支払われないとの回答だが、下記理由により納得出来ないので、災害死亡保険金を支払って欲しい。

- (1) 検察医が、「脳梗塞の後遺症を原因とする嚥下障害にて死亡と判断した」ことに基づき、保険会社は「不慮の事故」に該当しないと判断しているが、検察医は生前の被保険者を全く知らず、12 年前に脳梗塞を起こしていたということで、死体検案書には脳梗塞後遺症が原因と記載された。
- (2) 保険会社は、被保険者が 12 年前に脳梗塞を起こし、その後遺症が重度で脳梗塞後遺症に誤嚥障害があったと判断しているが、脳梗塞の後遺症は、左半身に麻痺が残る程度のものであり、そのような事実はない。
- (3) 保険会社は、「食事については固形物を避けるようにと医師から指示されていた」と言っているが、そのような指示を受けたような事実は一度もない。主治医からも「食物誤嚥の心配はない」と聞いており、普段は家族と同様に食事をとっていた。
- (4) 他社は「不慮の事故」と認め、災害死亡保険金が支払われている。

< 保険会社の主張 >

本件については、下記の理由により、訴訟手続きにより裁判上収集可能な証拠にもとづき判断されることが必要であると考えられる。ことから、裁定手続きによることは承認しがたいと考える。

- (1) 本件争点の一つである、不慮の事故の除外理由「疾病による嚥下障害の状態にある者の食物の吸入または嚥下による閉塞および窒息」に該当するかについて、申立人は証拠として主治医の意見書を出しているが、同医師は同意見書とは異なり、保険会社の確認員に対して「固形物は避けるように話していた」と話していたので、同医師の証言が重要な意味を持つと思われる。この点、訴訟手続きにより同医師の尋問を経て厳格な証拠調べが必要と考えられる。
- (2) 被保険者の脳梗塞の後遺症がどの程度のものであり、どのような治療法を受療していたかの事実につき、カルテなどにより詳細に事実認定がなされなければならないが、この点も、訴訟手続きによりカルテなど診療記録を取り寄せることによって可能となるものと考えられる。
- (3) 申立人は、他の生命保険会社が災害性を認定したと主張しているが、申立人提出の書類からはその事実も明らかでなく、この点も訴訟手続きにより他社の支払状況につき、調査嘱託手続きなどを利用して、明らかにしていく必要がある。

< 裁定の概要 >

保険会社より、上記のとおり本件解決に当っては、訴訟手続きにより裁判上収集可能

な証拠にもとづき判断されることが必要であるとの考えが示され、裁定審査会宛に「裁定不承認届」が提出された。

裁定審査会では、同不承認届について審理した結果、本件は、事実の認定において厳密な証拠調べが必要と考えられる事案であること、医学的、その他専門的な高度の知識を必要とする事案であることから、訴訟により解決を図ることについて相当の理由があると認め、生命保険相談所規程第 27 条ただし書により、申立人宛にその理由を記載し、裁定審査会は裁定を開始しない旨通知した。

<参考> 対象となる不慮の事故(当該保険契約約款別表より抜粋)

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、昭和 42 年 12 月 28 日行政管理庁告示第 152 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 43 年版」によるものとします。

13. その他の不慮の事故

ただし、「過労および激動中の過労」ならびに疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による閉塞および窒息」、「その他の物体の吸入または嚥下による閉塞および窒息」は除外します。

(3) 申立不受理の概要

平成 21 年度第 1 四半期において、生命保険相談所規程にもとづき「不受理」となった 2 事案の概要、不受理の理由は下記のとおりである。